

申請の流れ

事前相談

- 助成申請について、事前に都市計画課と東京都多摩建築指導事務所にご相談ください。
- 助成金の交付決定前に着工している耐震改修等は助成の対象になりませんのでご注意ください。

全体設計の承認

※開始から完了までに
複数年度を要する場合のみ

- 「助成金全体設計承認申出書（第1号様式）」に必要図書を添付して申請してください。
- 申請内容を審査し、承認された際は「助成金全体設計承認書（第2号様式）」で通知します。

交付申請

- 「助成金交付申込書（第3号様式）」に必要図書を添付して申請してください。
- 申請内容を審査し、交付が決定した際は「助成金交付決定通知書（第4号様式）」で通知します。

※申請書類に不備や不足があった場合には、受付することができませんので、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

※耐震診断業者や施工業者との契約は必ず助成金の交付決定後に行ってください。（決定前に契約してしまうと助成ができません）

事業着手

- 「助成金交付決定通知書」が交付されたら、速やかに耐震改修等の請負契約を締結し、事業に着手してください。
- また、耐震改修等の契約書の写し及び工程表を添えて「助成金着手届（第6号様式）」を提出してください。

完了報告

- 耐震改修等が完了した時は「完了届（第11号様式）」に必要図書を添付して提出してください。
- 内容を審査後、「助成金額の確定通知書（第13号様式）」で通知します。

交付請求書の提出

- 「助成金額の確定通知書」による通知を受けたら、「耐震改修等助成金交付請求書（第14号様式）」を提出してください。
- 内容を審査後、適正と認められた場合は助成金を交付します。

※交付決定者は、耐震改修等にかかった費用を事業者に支払う際に、当該費用から助成金を差し引いた金額を事業者に支払い、助成金については市から直接事業者支払いを依頼すること（＝委任払い）が可能です。委任払いを希望する場合は委任状を提出してください。

※偽りその他不正により、当該助成金の交付決定を受けたことが分かった場合には、同交付の全部または一部を取り消すことがあります。